

「上江洲家文書」について

豊見山 和行

はじめに

久米島に残された古文書が本格的に調査されるようになったのは、比較的近年のことに属する。1980年に沖縄県教育委員会が主体となり文化庁の古文書調査の補助事業の一環として久米島の古文書が調査されたのが、全体的調査の第一歩といえよう。その成果は『昭和55年度沖縄県文化財調査報告書第三十五集 八重山諸島を中心とした古文書調査報告書』（1981年、沖縄県教育委員会、以下『古文書調査報告書』と略記）としてあらわされた。さらに、1979年から82年にかけて行われた法政大学沖縄文化研究所による「沖縄久米島の言語・文化・社会の総合的研究」は、いくつかの貴重な古文書を発掘すると同時に史料の翻刻を行い、久米島の基本的な古文書を紹介するなど、注目すべき成果をあげている（沖縄久米島調査委員会編『沖縄久米島 資料篇』1983年、弘文堂）。

以上のように、久米島の古文書が調査対象として注目されるなかにあつて、県博物館による久米島調査が1993年から開始された。その結果、これまでの調査では明らかにしえなかった古文書や未発掘の古文書を発掘することができた。小稿は、特に「上江洲家文書」に焦点を絞り、現在までに調査できた古文書の概要と、さらに久米島の社会相を示す裁判記録である「久米島問付返答」（仮題）を紹介するものである。

1. 上江洲家文書について

「上江洲家文書」（上江洲智元氏所有）は、現在県博物館に寄託され、整理の途中にある。県博物館による調査以前における「上江洲家文書」の全体的状況は、前掲『古文書調査報告書』の文書目録で概要を伺うことができるものの、その時点で確認された文書点数は81点にすぎなかった。というのは、上江洲均氏によると古文書の多くが虫害や傷みがみられ、また管理上の問題などから外部への閲覧を制限せざるをえない状況にあつたという。また、保管されていた家屋（重要文化財指定の本棟とは別棟）の雨漏りなどで1980年の県教委による調査時点より劣化が進行している文書もみられる、という（1994年1月19日、所蔵者の長男である上江洲智一氏を交えての県博での談話）。それらのこともあつて、現在博物館への寄託となり、整理が行われることになったのである。

さて、1980年段階においても少ない文書点数にもかかわらず、「上江洲家文書」中の「久米具志川間切西銘村名寄帳」は、琉球の独特の土地制度、すなわち地割制度の起源を解明する上で極めて貴重な史料として注目された（安良城盛昭「天保一二年『久米具志川間切

西銘村名寄帳』の分析（中間報告）」『古文書調査報告書』。山本弘文「近世久米島の土地所有と地代」『沖繩久米島』1982年、弘文堂、同「近世後期の久米島の土地所有」『沖繩久米島の総合的研究』1984年、弘文堂）。ちなみに、上記の名寄帳は島尻克美氏によって翻刻され、利用が容易になっている（前掲『沖繩久米島の総合的研究』所収）。また、東喜望「久米島の近世文書」（『沖繩久米島』1982年、弘文堂）は「上江洲家文書」だけでなく、他家の家文書をも紹介しており、久米島の古文書＝近世文書を概観する上で参考となる。

前述のように「上江洲家文書」の総点数は、旧来81点のみが確認されていたが、今回の県博物館の調査によって、それを上回る点数が確認された。現在、整理済みの史料は、資料編「上江洲家文書」一覧（以下、「文書」一覧と略す）にみるように、241件（331点）を数える。さらに未整理史料がかなり残されており、総点数は現在のところ不明であるが、目算では1,000～1,500点ほどに上るものと予想されている。「上江洲家文書」がこれほど多く残されていたことは、今回の調査ではじめて明らかになった。

一般的に、沖繩は他府県の近世史料と比較すると史料の残存率は極めて低い。しかし、少ないながらも沖繩の地方文書のなかで、このように家文書としてまとまった史料群は稀な部類に属する。そのため、「上江洲家文書」全体を小稿で紹介することは現時点では不可能であり、また、筆者が整理した点数も限られているため、小稿は「上江洲家文書」のなかのほんの一端を紹介するものであることをあらかじめ断っておきたい。

当文書の一部については、すでに上江洲均氏が「久米島上江洲親雲上の『家記』」（『沖繩県立博物館紀要』第7号、1981年）として詳細な解説を付し、全文を翻刻している。「上江洲家文書」を理解する上で、上記の「家記」は興味深い内容を有しており、以下簡単に触れておきたい。

同治11年（1872）9月、前地頭代石垣の上江洲親雲上によって作成された「家記」の項目は次の通りである。

- 一掛床御写之事、（第一項）
- 一遺言之事、（第二項）
- 一仕明御手形之事、（第三項）
- 一墓所之事、（第四項）
- 一屋敷之事、（第五項）
- 一仕明田之事、（第六項）
- 一家内治方之事、（第七項）
- 一平良辻山茶敷「之事」、（第八項）
- 一歳元日記より抜書 之事、（第九項）

「家記」の詳細な内容は、前掲上江洲均氏の紹介にゆずるが、略記すると次のようにな

る。第一項は、上江洲智英（七世）が首里王府よりその善行を讃えられて褒賞された「世濟其美」についての記事である。第二項は、家政全般についての遺言である。第三項・第六項は、元祖以来開発ないし購入によって所持する仕明田を列挙している。第四項は、はな崎墓・小港墓・けんさく墓・美里川墓の四ヶ所の墓所の修補や格護方について、特に風水との兼ね合いで入念に管理することを要請している。第五項は、屋敷の由来について記している。第七項は、上江洲家の下人・下女に対する取り扱い方や家計の儉約など、常日頃留意すべきことを記している。第八項・第九項はともに同家が所持する茶敷（茶山）のことを記している。

前述の「文書」一覧と「家記」をあわせて見ると、「家記」の項目に対応する文書が少なからず残されていることが分かる。例えば、一連の「仕明請地帳」や仕明関係文書があげられる。換言すれば、上江洲家という家が、どのような意識のもとに文書を残していたかということを知る上で、「家記」は貴重な手がかりを与えてくれるのである。もちろん、前述の九項目と直接的に関連しない文書も多数残されており、それら全体の分析を通じてはじめて「上江洲家文書」の正確な位置づけができるのであり、結論めいたことを現時点で示すことはできない。しかし、久米島において代々地頭代を勤めた家柄というだけでなく、家意識や家産観念が全体的に薄弱とされる前近代の琉球社会において、同家の分析は琉球史全体に興味深い事例を提供することは間違いないと言えよう。

つまり、同文書が一個の地頭代のあり方を詳細に把握する上で重要な文書群であること、上江洲家という地頭代家の経営の諸相、家産の形成過程、首里・那覇・久米村などの中央士族等との交流、土地支配の具体相、首里王府との関係、等々の解明が期待されるのである。

2. 「久米島問付返答」（仮題）について

この「久米島問付返答」（「文書」一覧では「問付返答（尋問）書」）の概略は、以下の通りである。「文書」一覧に示されているように、作成年代は不明である。年代確定は今後の課題として残されているが、久米島社会の一端を如実に示す事件であることは間違いない。具体的にみると、本文書は三つの事件が記録されている。

第一の事件は、泊村の馬艦船船頭・金城と久米島の地元民との間で発生した事件、すなわち金城による久米島百姓打擲（暴行）一件である。年貢米運搬時のトラブルであり、年貢米を搬入するさいのあり方を知る上でも興味深い記述が見られる。

第二の事件は、具志川間切の仲村渠村の掟・儀間にやによる「非法」行為一件である。儀間にやは、仲村渠村の百姓を過度に使役（夫遣い）したこと、百姓男牛を恣意的に儀間にやの下人として使役していたことなどが、百姓等によって訴えられたのである。また、

同村の脇地頭である仲村渠親雲上も責任を追求されている。

第三の事件は、同間切仲地村の村役人である掟・目差・文子・耕作当による「非法」行為の一件である。同村は王府への年貢未進（滞納）が多く、百姓全体が困窮しているにもかかわらず、百姓への下知（指導・監督）を疎略にし、かつ「呑酒の企」（酒宴）にうつつを抜かし百姓を一層困窮させた、として指弾されたのである。久米島における百姓の生活状況の一端を伺うことのできる事件である。

本文書の形式は、全く別の事件を処理した18世紀中頃の「問付返答」（拙稿「近世琉球の裁判史料『問付返答』、『沖縄文化』第28巻1号、1993年）のそれと同一である。そのことは、上江洲家の誰かが王府の裁判記録を何らかの方法で入手し、書き写していたことを物語っている。つまり、地頭代を勤める上江洲家にとって、そのような裁判記録も自らの間切行政の参考に資する上で、必要な帳簿であったと思われる。それらの当否は、「上江洲家文書」全体を分析したときに明確にされよう。

3、「久米島問付返答」本文

表紙欠（仮題、「久米島問付返答」）

[一]

（前欠）

本船より俵投入候ニ付、右石嶺より左候而ハ船打損床等もたまり不申候間、□（静カ）手渡ニ而可被積入由申候ニ付、汝御米漕船ニ氣任申候歟与申、則唐竹竿を以頭突割候段、申出候ニ付、問之覚、

馬艦船頭とまり村

金城

一問、汝事、八重山島より御米積入当月十日、具志川間切こん祢崎江致潮掛、逢向風如那覇難乗得候間、助船を出し、仲里間切真謝泊江可引入由申出、則助船を出仲里間切比屋定之浦迄挽参候処、向風相成乗戻、具志川間切かき（まカ）泊江碇を卸、同十二日大風催有之候間、積荷取卸不申候而不相叶故、小船拾七艘差出加勢夫太分相付、両間切さ〔はく〕り立合、□（御カ）物取卸候最中、仲里間切阿嘉村牛大嶺乗組候船江本船より俵投入候付、大嶺より右通候而ハ船相破床等もたまり不申候間、手渡ニ而可被積入由申候ニ付、汝より御米漕船江氣任事を申歟与、唐竹竿を以大嶺頭突割、則倒臥候、耳之上表ニ七寸廻程之大疵相付、身体ニ血を涵無性体ニ相成候、依之さはくり中より船頭召呼何様之儀ニ而百姓打擲仕候哉、不屈之訳有之候ハ、則さはくり江申聞候ハ、其差引可仕之処、無其儀無理ニ百姓致打擲候儀、合点不参由申達候処、船頭返答ニ、御物積船ニ而候

得ハ百姓共打擲候共何程之事歟可有之哉□□□へ助置候得共、何ト打擲仕候而も何之大事可有之哉与申、さはくり中申分少茂無領承為罷在由、右之次第段々氣随意之働ニ候、其有筋具可申披候、

答、被仰下趣奉得其意候、右牛大嶺打擲仕次第ハ、小船ニ五人完乗組御米卸候付、手遅可有之候間、四人ツ、ニ而卸可申由申渡、余船ハ四人完乗ニ而卸候処、右石嶺者五人乗通罷在、其上本船より俵卸候砌、自分より取はつし床打破候処、悪き□者態与投入船打□（破カ）候由、雜言仕候ニ付、当座之任分心短慮差起、不覚打擲仕、今更不調法千万恐入奉存候、

附、右ニ付、さはくり中より被相尋候砌、百姓打擲疵相付置候付而ハ、其断可申上処、無其儀任短慮過言仕置候儀、重慮（量カ）不調法之至奉存候、

一又問、挽船之者共働方不宜候ハ、さはくり中江相達、下知させ可□□処、無其儀百姓□□（無理カ）ニ打擲仕候儀、如何、

答、仰之通挽船之者共不働ニ有之候ハ、さはくり中江相達可申処、無其儀無理ニ打擲仕儀、不調法至極奉存候、

一又問、乗船逢逆風助船を出、昼夜共本船江相付加勢仕可居候ニ付而ハ、成程亘有存、百姓等江茂別而□（不）便ニ可□（存）処、無其儀候、逢逆風候諸船早速助船出候儀、御米而已ニ而無之、第一人命御救を以諸浦・諸島江堅被仰渡置候ニ付、段々助船を出相働為申事候、然者右牛大嶺事、別ニ無理之仕方有之候哉、少も不隠可申出候、

答、逢難風助船出、昼夜共本船相付加勢仕居候ニ付而ハ、成程亘有奉存候、百姓等江も別而不便ニ可存処、無其儀短慮差起、無理体ニ打擲仕、今更不調法千万奉存候、別ニ悪心を以打擲為仕筋少も無御座候、当座の任分心、去（右カ）難成怪我仕、何分ニも可申上様無御座、至極恐入奉存候、

以上、

子

六月廿六日

御評定所筆者

添石筑登之親雲上

御物奉行筆者

田場里之子親雲上

具志川間切在番

鉢嶺親雲上

右之通、見届申候、以上、

同日

御物奉行

安里親方

[二]

久米具志川間切仲村渠掟儀間にや、百姓無理ニ召遣段々依怙之働而巳有之、百姓疲入及困窮候段、所之者申上候ニ付、問付之覚、

仲村渠掟

儀間にや

一問、仲村渠村之儀、致衰微百姓及困窮ニ候ニ付而ハ、掟役之儀、別而気を付可致下知之処、無其儀却而百姓無理ニ召仕置候之体ニ而ハ、必至与□□□□□差入候由、所□者申出候、其有筋□□□申出候、

答、被仰下候通別ニ、夫遣仕候儀無御座候、聳たら山川旅加勢夫、又ハ村中ニ椀道具入用之時、右山川所持之道具借シ用候質并蔵元より相渡り候遣紙不足ニ付、自分紙差遣候代、且又私所持之ほと□(きカ)差出、御用布織調させ候質として、夫式拾八人召遣置申候、

一又問、夫廿八人之外、無理之仕方無之由申出候処、米五斗、同三斗五合、量六枚、蔵柱三本、蔵之角廻木四本、無理之仕方有之候処、何様ニ而隠シ□(置カ)候哉、其方仕方一々百姓中申出候、少も不隠白状可仕候、

答、

一米五斗、去年蔵入稻斤□取用ニ百姓上納之内より春調、其内式斗五升兼城村布屋、式斗五升ハ浜川せと自分呑用之酒代として相掛申候、

一米壹斗式升五合、宇江城村女たる江是又自分用之酒代として、たら山川上納米より寄替を以相払、山川江ハ自分ニ而差出辺弁仕置申候、

附、たら山川問届符合、

一量六枚仕立置候、表蕙式枚八道ニも五枚たり寄共、自分有物より出シ申候、余ハ御支配御用ニ村中量仕立候ニ付、席(序カ)ニ仕立添、自分用ニ仕置申候、

一松蔵柱三本、同用廻木四本、長三間完、当間切八反帆船作事ニ付、楷木取調候砌、百姓中江申付取添させ、自分蔵材木仕置申候、

一右最前申上候者、夫廿八人召仕候外、少も無理之仕方不仕候□申上置候処、致勘違今迄隠置候処、委細被聞召上候上ハ、難逃候付有筋申上候、此外別ニ無理之仕方少も無御座候、

一又問、右之外少も無理之仕方不致由候処、百姓中より申出候者夫太分無理ニ召遣置候由、委細申出有之候、少も不隠置白直ニ可申出候、若偽候ハ、責而可承候、

答、在番照屋親雲上水夫買入、又ハ聳たら山川旅加勢夫与名付、去年より当春迄ハ免支之外、百八人召遣置申候、右通無理ニ夫遣仕置候付而ハ、何様之御料歟可被仰付哉与驚入、偽申上置候儀、不調法至極奉存候、

一又問、噯村之百姓不届之儀有之砌者、則大さはくり・在番江可申出候処、無其儀去年百姓男牛村中ニ而竿少々、庭鳥式つ盗仕候ニ付、自分計ニ而汝下人召成置候儀、如何、

答、右牛事、常々行跡悪敷有之候、所中ニ而細盗仕候ニ付而所之障ニ相成候付、所払可仕由、百姓中申出候処、地頭仲村渠親雲上より右牛事、手切盗仕為申ニ手可有之候間、彼親類江預置、食物無不足喰させ候ハ、心持相直可申存候間、百姓中相談之上、彼親類故仲村渠掟親雲上女房江預置候処、去年十二月私方江引越召遣置候儀、不調法千万奉存候、

一又問、右之外ニも非法之仕方可有之候、委ク白状可致候、少も隠候ハ、稠敷責而可承候、

答、右之外ニ者少も無理非法之仕方仕不申候、何分御責ニ逢候共、有筋此通御座候、少も隠置不申候、

以上、

子

六月廿六日

添石筑登之親雲上

田場里之子親雲上

鉢嶺親雲上

右之通、見届申候、以上、

御物奉行

同日

安里親方

地頭

仲村渠親雲上

一問、仲村渠村之儀、百姓疲入及難儀候、地頭職之儀、百姓有付候様ニ万事氣を付、□以相談百姓為方宜可相計候処、無其儀候、此程掟より段々百姓江無理之儀申付、百姓相疲シ置候も一切不存体ニ罷在候、其方も掟同意いたし百姓無理ニ召遣置候儀、案中ニ候、且又噯村之儀、百姓男うし与申者、去年竿・庭鳥盗ニ付掟より其方江以相談、人内之支配申付置候、右体之者共者在番江申出僉議之上、其罪科可申付候処、地頭・掟計迄ニ而下人ニ召成置候儀、其次第具可申出候、

答、被仰下候通地頭職之儀、万事氣を付百姓有付之様ニ百姓中以相談耕作方相働させ候処、右通掟より百姓へ無理ニ夫遣仕置之儀存不申、漸頃日承付不調法之至奉存候、将又人内ニ召成置候牛事、行跡悪敷有之、所中ニ而段々細盗仕候ニ付而所之障ニ相成候間、所払可仕由、百姓中申出候処、右牛事常々無働ニ在之、飯米及手切居候、働可有之候間堅申付、飯米等作り請候間、彼親類故仲村渠掟親雲上女房江預ケ食物無不足喰させ候ハ、心持も宜可罷成候間、其通可仕様村中以相談預

ケ置候、然処仲村渠掟より去年十二月仲泊村江引越召遣置候由承付、急度可差帰由申付候得共、承引不仕候ニ付、当三月呼寄心元預り人江召付置申候、右通ニ而私儀、百姓中江無理之儀少も仕不申候、

[三]

久米具志川間切仲地村之儀、未進物太分にて百姓及難儀候処、掟・目差・文子・耕作当、相合好酒之企而已ニ而、百姓中下知方不宜行跡悪敷、段々出物申付百姓疲入候由、所之者申出候ニ付、問付之覚

仲地村

安里にや

一問、仲地村之儀、未進物太分有之、百姓疲入居候、右ニ付而ハ百姓有付之様ニ出精可加下知候処、無其儀却而掟・目差・文子・耕作当相合、呑酒之企而已にて百姓之下知方致大形、百姓疲シ果させ置候由、所之者申出候、其有筋具ニ可申出候、且又以前ニ段々百姓中相尋承置候間、少も不隠置可申出候、

答、構之夫地頭山里親雲上より承候ハ、仲地村之儀未進米太分にて百姓及難儀之処、村中ニ而酒致商売、且又仲里間切より酒持參、原々ニ而稲苗ニ相替候者有之由承候間、村中又ハ原々走廻り、売酒持候者有之候ハ、買取候由ニ而、皆共布屋江取籠□□可申聞由有之ニ付、則耕作当召列村中相探候処少も無之候、且又方々より、買寄呑尽置候酒并代米付届仕置候分、左申上候、

一米貳石五斗七升五合、

一酒廿四沸四合、米ニして貳石四斗八升、

メ米

一去戌年、村中浮得竿迦田ニ作り置候米三斗在之、其内五升ハ御在番照屋親雲上村引合御通被成候時遣入、余ハ酒仕立、御在番村引合蚕改・桑改、原々いも御見分、貯米入候時、遣入申候、

一仲地村之儀、未進米有之、貯米より先之貯方□弁入不申、及難儀候間、耕作方之働下知方出精不申候而不叶儀与、構之夫地頭山里親雲上并目差・文子・耕作当、以相談耕作之働方堅申付、田畠大形仕置候者江者科鞭等申付、且又村中ニ而人々種子・いもかつら抜取置候者在之、拷問仕置候者御座候、右通ニ而村中之働方強キ様ニ存申者も可有之候哉、右次第ニ而何そ□留仕候儀無御座候、

一御支配用意として前役より山里・仲地村百姓頭一人ニ付、下大ツ貳合ツ、申付、致取納置候、仲地村之儀、綿子不足ニ付其代物無之故、百姓中江借渡置候間、貫調させ可受取有之、其内壱斗壱升ハ貫調置候処、耕作当かまた崎原上納大ツ致不足ニ付、

借渡置候、余ハ未貫調不申候、貫調置候分ハ別紙小帳ニ相記置申候、

一又問、村々ニ而拷問仕候儀堅御法度ニ付、何かし相談ニ而相行候哉、拷問仕置候人誰ニ而候哉、

答、かたま崎原よりはんすいも種子・かつら植付、未盛生不仕候処、仲地村かな玉那覇名子女かま戸、去三月比夜半時分右かつら挽取候を原廻かま瀬名波見付申出、且又右かま戸常々村中之庭鳥・野菜盗取、所中ニ相障候間、所払仕候様ニ与、村耕作当・溝口原廻上木当共より申出候ニ付、山里親雲上得差図候処、差引可仕由承、百姓中揃合之場ニ而段々郷問仕候得共請付不申候故、拷問仕申候、依之いもかつら盗取之段ハ白状、庭鳥・野菜ハ盗不申由ニ而受付不申候、然ハ右之段御在番方江申出候ハ、□□（却而カ）厄害相成可申与、村所ニ而拷問仕置、不調法之至奉存候、

一又問、汝事、好酒之企にて太分致呑酒置候間、其代米百姓中江申掛、又ハ百姓無理ニ召仕置候半、有筋可申出候、

答、被仰下候通、好酒之企仕太分呑尽置、近比不調法千万奉存候、何そ百姓中江出物申付、且又無理ニ夫遣仕候儀、少も無御座候、

文子

慶留間にや

一問、汝事、仲地掟組合方々より酒買寄、致呑酒置候、其有筋白直可申披候、

答、方々より酒買寄、又ハ代米付届仕置候儀、左ニ申上候、

一酒五里五合以掟・目差・文子・耕作当、相合呑尽置候、

一又問、汝事、此程掟相合度々呑酒仕置候、此外百姓中江出物付置候半、有筋不隠可申披候、

答、仰之通、掟寄合度々呑酒仕置、不調法之至奉存候、百姓中江無理之儀ハ少も仕不申候、

仲地目差

与那覇にや

一問、汝事、仲地掟組合ニ而方々より酒買寄呑酒仕置候、其次第白直ニ可申披候、

答、酒買寄、又ハ酒代相払置候分、左ニ申上候、

一酒四里五合寄合、呑尽分、

一米五斗、酒代、

一又問、汝事、此程掟相合度々致呑酒置候、其代米百姓中江申懸、且又無理ニ夫遣仕候半、有筋不残可申出候、

答、仰之通掟相合、度々致呑酒置候儀不調法之至奉存候、此外百姓中へ無理之儀申付

之儀、少も無御座候、

文子

宮里にや

一問、汝事、仲地掟組合ニ而方々より酒買寄致呑酒置候、其有筋具ニ可申披候、

答、酒買寄、又ハ酒代付届仕候次第、左ニ申上候、

一酒四里八分寄合呑尽分、

一又問、汝事、此程掟相合度々致呑酒置候、此程ニも百姓中出物申付置候半、有筋可申披候、

答、仰之通掟寄合、度々呑酒仕置不調法之至奉存候、百姓中へ無理之儀少も仕不申候、

耕作当

かまた崎原

一問、汝事、掟寄合方々より酒買入致呑酒置候、其次第不隠可申出候、

答、子三月耕作当、中道私兩人ニ而酒八合布屋江持参、掟・目差・文子致馳走候処、其分ニ而ハ不足候間、今少買寄可申由ニ被申候得共、辞退仕取申候、此外度々寄合致呑酒候処、数度事ニ而覚不申候、

一又問、汝事、此程掟相合度々致呑酒置候、此外ニも百姓中江無理ニ出物申付置候半、有筋不隠可申出候、

答、仰之通掟寄合、度々呑酒仕置不調法之至奉存候、此外百姓中江無理之儀者仕不申候、

耕作当

□□は中道

かまた崎原

一問、汝事、仲地掟組合度々酒買寄致呑酒置候、其次第不隠可申出候、

答、かまた崎原より酒八合持参ニ而、此程目差・文子より酒給置候間、此酒持参馳走仕度由申候ニ付、同心ニ而布屋江罷出馳走仕置申候、右之外六度寄合呑酒仕候処、酒買所等覚不申候、

一又問、汝事、此ほと掟相合度々致呑酒置候、此外ニも百姓中江出物申付置候半、白平可申出候、

答、仰之通掟相合呑酒仕置候、不調法之至奉存候、百姓中江出物申付之儀ハ少も無御座候、

仲地村構地頭

山里親雲上

一問、仲地村之儀、其方曖村ニ而候処、百姓疲□及難儀候体見及候ハ、則々相救候手当

可相計之處、無其儀百姓疲シ果させ置候、且又掟・目差・文子・耕作当共相合、方々より酒買寄致呑酒置候、噯村之事候江者折々其掛引も可仕処、無其儀掟・目差・文子・耕作当共相合、呑酒仕候儀其見聞も可有之候間、有筋可申出候、

答、被仰下候通百姓疲入させ候ニ付而ハ、耕作方出精相働不申ハ不相叶候処、掟・目差・文子・耕作当共江堅致相談、下知方申度置候、村中江も酒売買仕候者ハ買取候由ニ而、皆共布屋江取籠候而、首尾□申出申渡置候、掟事常々好酒 [] 目差・文子・耕作当相合呑酒之段 [] 候ニ付而、去年三月堅致差引、百姓中へも掟江酒吞せ申間敷段、申渡置候処、右之次第至私も不調法至極奉存候、

以上、

子

六月廿六日

添石筑登之親雲上

田場里之子親雲上

鉢嶺親雲上

右之通、見届申候、以上、

同日

安里親方

仲地掟

一又問、大田村江返弁米拾五石之内、拾三石余相□(払カ)置、右□□ハ未進物之百姓中江致割符、則□□納可仕処、未進之有無不相構、百姓中□納之内より相払、右払人江ハ内々面付相立致抜書預り米之筋ニ相名付、帳面ニ払高ニ有之者江も未進相立、且又未進之方江ハ右預り米を以差足、其残□未進可相立処、無其儀未進米ハ糺付、其俣召残置候儀、抑留之筋ニ相見得候、縦令掠取候企ハ無之候共、帳面ニ相掠シ置候上ハ幾ら遁辞申構候共、可遁謂無之候、右外ニも段々不屈之訳有之上ハ、何程偽申構候而も其罪科可難免候間、其有筋白直可申出候、

答、被仰下候通、大田村へ返弁米之儀、未進人数江割符仕致取納筈之処、未進有無も不相構、百姓惣納之内より相払、尤帳面ニも其付届可仕候処、未進之方者惣而其俣召残、未進無之方ニも割掛未進相立、右拾三石余之米帳面ニも其支配無之ニ付而ハ、掠取之筋ニ如在無御座候、帳内無案内ニ有之、段々大粧成間違仕、近比恐多深重奉存候、

右之通問付、道□(理カ)ニこまり掠取候筋相極候処、久米島之儀ハ村中支配ニ付而ハ受取之所□□無之、内證帳を以付届仕来由候故、在番・さはくり中以相談内證帳留取寄致勘定候処、実掠取之筋ニ而無之ゆへ、御問合書ニ相除候也、